

買出人登録要領

買出人の登録については、条例第29条第2項および同第3項ならびに規則第23条の2の規定のほか、この要領によるものとする。

1 登録の基準

買出人の登録を受けることができる者は、次に掲げる業務を現に営む者とする。

- (1) 一定の店舗等を有し、野菜、果実およびこれらの加工品（以下「青果物等」という。）を直接消費者に販売することを業とするもの
- (2) 一定の調理・加工設備を有し、青果物等を調理・加工して販売することを業とするもの

2 登録員数

買出人の登録員数は、経営主体1につき1人とする。

3 登録申請書の添付書類

買出人登録申請書には、規則第23条の2に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人の場合

法人のため常時売買を受ける者の履歴書、住民票の写しおよび写真（法人のため常時売買を受ける者が当該法人の代表者または役員以外の場合に限る。）

(2) 申請者が個人の場合

市町村長の発行する営業証明書等

4 買出人の欠格要件

市長は、当該申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 買出人の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 卸売業者、仲卸業者もしくは買受人または卸売業者、仲卸業者も

しくは買受人の役員もしくは使用人である者であるとき。

(4) 市場の秩序を阻害し、またはそのおそれがある者であるとき。

5 買出人の登録の取消し

市長は、買出人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 買受代金の支払いが著しく遅滞している者であるとき。

(2) 買出人がその登録の取消しを申し出たとき。

(3) 前項第1号、第3号および第4号のいずれかに該当することとなったとき。

6 名称変更等の届出

買出人は、名称もしくは商号または住所を変更したときは、遅滞なく、買出人名称変更等届出書により市長に届け出なければならない。

7 市場関係者からの意見聴取

市長は、買出人の登録をする場合は、卸売業者、仲卸業者および買受人その他の利害関係者の意見を聴くことができる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。